

小平市立図書館資料選定基準

平成28年 4月 1日 制定
令和 2年 4月 1日 改正
令和 3年7月15日 改正

「小平市立図書館資料収集方針」に基づき、資料の選定に必要な事項を定める。

(共通事項)

- (1) 継続性を保った適正な蔵書構成を実現するために、一貫性及び多様性に留意して収集する。
また、この蔵書構成を維持するために、蔵書更新及び除籍を行う。
- (2) 蔵書の多様性を実現するために、複本は必要性に留意して収集する。
- (3) 資料の収集は、新本の購入を原則とする。ただし、必要性が認められる場合には、この限りではない。
また、他機関からの寄贈や寄託、資料の交換等も活用する。
- (4) 外国語図書は英語を中心に、必要に応じて在日外国人や市民の外国文化への関心を考慮して収集する。
- (5) 次の事項に該当する資料は、原則として収集しない。
 - ① 特殊な装丁である資料、複雑な形態の資料
 - ② 書込み、切取りを前提とした資料
 - ③ 学習参考書、資格試験等の問題集、ゲーム攻略本
- (6) ストーリー漫画は、原則として収集しない。
ただし、特定の主題について漫画を用いて表現されているものについては、その内容と市民の要望等を考慮し、資料選定基準に基づき吟味して収集する。
- (7) 市民からの寄贈は広く受け付ける。寄贈された資料の受入れについては、それぞれの部門の担当者が資料選定基準に照らして検討する。ただし、次の資料は寄贈を受け付けないものとする。
 - ① 百科事典
 - ② 逐次刊行物
 - ③ 視聴覚資料
 - ④ 書き込みがあるなど、傷んで利用できない資料
- (8) 資料の選定は、資料選定基準に基づき、図書館職員で構成する選書会議で行い、中央図書館長が決定する。
選書会議は、資料の種類別に小平市立図書館全館の選書を行う。ただし、参考資料、地域資料及びハンディキャップサービス用資料については、選書会議に代えて中央図書館で選定する。
- (9) この資料選定基準は、随時見直しを行い、必要に応じて協議し改正する。

(一般図書)

- 0類 総記(図書館、図書、百科事典、一般論文集、逐次刊行物、団体、ジャーナリズム、叢書)
- (1) コンピュータに関する資料は、一般的に使用されているソフトウェアの解説書、実用書でその進歩に対応した新しいものを収集する。情報科学、情報社会に関するものも幅広く収集する。

- (2) 図書館、図書館学、読書、著作権及び出版に関する資料は、幅広く収集する。
- (3) 叢書及び全集は、長期的な利用を考慮し、体系的に収集する。

1類 哲学（哲学、心理学、倫理学、宗教）

- (1) 哲学、思想及び心理学は、各分野の基本的資料を幅広く収集する。
- (2) 宗教は、布教、宣伝や特定の宗教、宗派に偏ることなく収集する。
- (3) 人生訓及び教訓は、内容の類似性を考慮し収集する。

2類 歴史（歴史、伝記、地理）

- (1) 歴史は、多様な観点に留意し、入門書、概説書及び研究書まで幅広く収集する。
- (2) 伝記は、客観的な情報に基づいた信頼性の高い資料を、特定の人物に偏らないように広く収集する。
- (3) 旅行案内及びガイドブックは、見やすく、最新の資料を厳選して収集する。

3類 社会科学（政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防）

- (1) 各分野の基本的資料を、最新の動向に留意して体系的に収集する。
- (2) 日常生活及び実務に役立つ実用書は積極的に収集する。
- (3) 政治、法律及び経済は、さまざまな学説や主張があることに留意し、多様な観点に立った資料を幅広く収集する。
- (4) 社会及び教育は、基本的資料をはじめ、現代的課題や社会的関心を考慮し、時事性、話題性に富んだ内容の資料を収集する。

4類 自然科学（数学、理学、医学）

- (1) 自然科学は、基本的資料のほか、その進歩に対応した新しいものを収集する。
- (2) 図鑑等は、図版や写真が適切かつ正確で、理解しやすいものを収集する。
- (3) 医学、医療及び健康法は、その信頼性を考慮し、内容を吟味して収集する。

5類 技術（工学、工業、家政学）

- (1) 技術、工学及び情報通信は、基本的資料のほか、その進歩に対応した新しいものを収集する。
- (2) 環境及び公害は、市民の関心も高いため、その状況や変化に留意し、多様な観点に立った資料を収集する。
- (3) 建築及び建設は、実用的なものを中心に収集する。
- (4) 家事、裁縫、手芸、料理、住居、家庭医学及び育児は、流行に留意して、基本的なもの、実用的なもの及び趣味に役立つものを収集する。

6類 産業（農林水産業、商業、運輸、通信）

- (1) 農林水産業は、社会の動向に留意し、市民の関心の高い分野を中心に新しい情報の資料を収集する。
- (2) 園芸及びペットは、実用的で趣味に役立つ理解しやすいものを、幅広く収集する。
- (3) 商業及び流通業は、基本的資料のほか、新しい情報の資料を収集する。

7類 芸術（美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽）

- (1) 美術は、基本的な技法書、作品集を中心に幅広く収集する。
- (2) 音楽及び演劇は、各ジャンルの入門書を中心に古典から現代まで幅広く収集す

- る。
- (3) スポーツは、最新の動向、話題性に留意して、各種目の資料を幅広く収集する。
 - (4) 諸芸及び娯楽は、趣味として関心の高い分野の入門書を中心に、市民生活に役立つ資料を収集する。
 - (5) 芸能人、スポーツ選手等の著作は、内容を吟味して収集する。

8類 言語

- (1) 日本語に関する資料は、実用的なもの、調査研究に役立つもの等を幅広く収集する。
- (2) 外国語に関する資料は、少数言語にも留意し、主要な言語の実用書を中心に幅広く収集する。

9類 文学

- (1) 文学理論及び文学史は、基本的な資料を収集する。
- (2) 古典文学は、文学史上の評価が高いものを中心に収集する。
- (3) 現代文学は、受賞歴等を考慮して、蔵書が偏らないよう幅広く収集する。
- (4) 文学全集は、基本的な作品を網羅している評価の定まったものを中心に収集する。

(児童図書)

- (1) 子どもが読書の楽しさを発見し、豊かな経験を得ることによって、子どもの想像力をはぐくみ、感性を豊かにすることができる資料を収集する。
- (2) 小学校及び中学校の教科や調べ学習に役立つ資料を収集する。
- (3) 収集方針に沿った選書を行うために、現物選定を基本とする。
- (4) 翻訳はできる限り原作に忠実であり、かつ、子どもにとって読みやすい訳文のものを収集する。
- (5) 児童図書の各分野は、特に以下の点に留意して収集する。

1 絵本

- (1) 発想が新鮮で、独創性のあるものを収集する。
- (2) しっかりしたテーマがあり、起承転結がはっきりしているものを収集する。
- (3) 子どもが、生活の中で体験した事ごらを再認識できるものを収集する。
- (4) 絵と文の調和がとれており、絵はいきいきとした魅力的なものを収集する。
- (5) 言葉がわかりやすく、適切で、日本語として美しいものを収集する。

2 児童文学

- (1) 子どもの知的、情緒的経験を広げることのできるものを収集する。
- (2) 子どもが興味を持って読み進められるものを収集する。
- (3) ストーリーが子どもにわかりやすく展開されているものを収集する。
- (4) 登場人物がいきいきと描かれているものを収集する。
- (5) 作品に合った文体で、対象年齢の理解力に応じて表現されているものを収集する。

3 知識の本

- (1) 子どものさまざまな疑問に答え、子どもの興味関心を広げることのできるもの

- を収集する。
- (2) 対象年齢に応じて、理解できる文章と構成で書かれたものを収集する。
 - (3) 挿絵、写真、年譜、地図等の資料が整っており、できる限り専門用語の説明、索引、目次及び参考文献が紹介されているものを収集する。
 - (4) 正確な知識に基づき、最新の情報を盛りこんだものを収集する。

4 紙芝居

- (1) 画面の引き抜き効果等、紙芝居の特性を活かしているものを収集する。
- (2) 絵と語りの調和がとれており、絵が遠くからでも見えるものを収集する。
- (3) 演じることにより、子どもが喜びを共有し、楽しめるものを収集する。

5 外国語図書

- (1) 既に日本語に翻訳されているものを中心に収集する。
- (2) 原作が日本語で、外国語に翻訳されているものを適宜収集する。
- (3) 国際的な賞の受賞歴等を考慮し、評価の定まっているものを収集する。

(ティーンズ図書)

- (1) 児童図書から一般図書への橋渡しとなるような基本図書を幅広く収集する。
- (2) 趣味、娯楽及び実用にわたり、中学生、高校生世代（以下ティーンズ）の要望を考慮し、興味関心の高い資料を収集する。
- (3) ティーンズの学習に役立つ資料を収集する。
- (4) ティーンズが職業選択や人生について考える際に参考となる資料を収集する。

(参考図書)

中央図書館、地区図書館及び分室のそれぞれの機能に応じて、市民の教養及び調査研究のために役立つ資料を収集する。

また、デジタル資料の活用も考慮して収集する。

1 中央図書館

各種事典、辞典、地図、年鑑、統計書、法令集、目録、索引、政府刊行物、復刻版等を幅広く収集する。

- (1) 各分野の基本的な資料を幅広く収集する。
- (2) 統計書や法令集、地図等については、最新の情報を提供できるように改訂、増補等に留意して収集する。
- (3) 知識の進化の早い分野や新発見等に留意して収集する。
- (4) 年鑑及び白書等は継続して収集する。
- (5) 参考図書を検索するための資料は積極的に収集する。

2 地区図書館

- (1) 各分野の定評ある基本的な資料を収集する。
- (2) 基本的な語学辞典、地図、家庭医学事典、学校案内等は、最新の情報を提供できるように収集する。

3 分室

日常生活に役立つ基本的な語学辞典、家庭医学事典等を収集する。

4 新聞縮刷版

新聞縮刷版はデジタル資料の活用も考慮して体系的に収集する。

(地域資料)

市民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立てるため、次の収集分担及び収集範囲に沿って収集する。

1 収集分担

多様な資料要求に応えるために、次のとおり資料形態別に収集する。

(1) 中央図書館

図書資料・行政資料・地図・古文書・広告及びチラシ・特別文庫・逐次刊行物・その他

(2) 喜平図書館

郷土写真

(3) 上宿図書館

定点写真・新聞記事の切り抜き

(4) 津田図書館

ポスター

(5) 大沼図書館

市内在住著作者資料

2 地域資料分類表

図書資料、行政資料、地図及び逐次刊行物は地域資料分類表に沿って収集する。

地域資料分類表

A	総記	N	福祉厚生
B	歴史	O	教育
C		P	文化施設
D	地理・文化財・伝記	Q	自然科学
E	民俗・宗教	R	土木・建築
F	議会・選挙	S	都市整備
G	行政	T	保健衛生・清掃
H		U	公害・災害
I	財政	V	産業
J	経済	W	交通・通信
K	統計	X	
L	社会・生活	Y	文学・芸術
M	労働	Z	特別コレクション

3 図書資料、行政資料、地図及び逐次刊行物は次の範囲で収集する。

(1) 中央図書館

- ① 図書資料、地図及び逐次刊行物は、小平市に関するものは全ての資料にわたって網羅的に収集する。多摩六都、多摩地域、東京都、隣接県（旧武蔵国）及び姉妹都市に関するものは、適宜その優先順位に基づいて収集する。
- ② 行政資料は、小平市が刊行したものは網羅的かつ継続的に収集し、多摩地域及び東京都が刊行したものは基本的な資料を収集する。
- ③ 図書資料の特別コレクションは、東京都及び隣接県（旧武蔵国）の資料を網羅的に収集する。

(2) 地区図書館

- ① 図書資料、地図及び逐次刊行物は、小平市及び東京都の基本的な資料を収集する。
- ② 行政資料は、小平市が刊行したもので基本的な資料を収集する。

4 特別文庫は、個人が収集した資料の寄贈を受けたものである。

5 古文書、広告・チラシ、郷土写真、定点撮影、新聞記事の切り抜き、ポスター及び市内在住著作者資料は、収集の種類及び範囲についてそれぞれ別に定める。

(逐次刊行物)

1 新聞

- (1) 国内発行の主要全国紙を中心に、体系的に収集する。
- (2) 児童向けの新聞や業界紙は、代表的なものを必要に応じて収集する。
- (3) 政党の機関紙は、特定の政党に偏らないように配慮して収集する。
- (4) 外国語の新聞は、英語を中心に、必要に応じて収集する。

2 雑誌

- (1) 各分野の基本的な雑誌を、社会の動向や地域性を考慮した上で、特定の主題に偏らずに幅広く収集する。
- (2) 児童向けの雑誌は、代表的なものを幅広く収集する。
- (3) 専門的な内容の雑誌は、必要に応じて収集する。
- (4) 外国語の雑誌は、英語を中心に、必要に応じて収集する。
- (5) 収集する雑誌は、各館の担当者による会議において見直しを行う。見直すにあたっては、東京都内の他公立図書館での所蔵状況や、利用者の要望を考慮した上で選定を行う。

(視聴覚資料)

- (1) 記録媒体は主に以下に示すものを収集するが、図書館資料として収集、保存、利用が可能な各種の記録媒体も、必要に応じて収集することができるものとする。
- (2) 視聴覚資料の特性を活かした資料的価値を考慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料を収集する。
- (3) 乳幼児から高齢者まで利用対象者を幅広く考慮し、多様な分野から収集する。
- (4) 選定は幅広く、受賞歴、時代性、話題性、利用者からの要望等も参考にする。
- (5) 一般的な流通にのらない資料は仕様等について慎重に判断し収集する。
- (6) 記録媒体は、多くの機器で再生可能な、その時代の主流となっているものを収集する。
- (7) 選定にあたっては、以下の点を考慮して収集する。
 - ① 発売後一定期間を経て評価の定まった資料を収集する。
 - ② 複本は慎重に検討したうえで収集する。
 - ③ 公共性を重視した資料を重点的に収集する。

1 録音資料

- (1) 録音資料は主にコンパクトディスク（CD）を記録媒体とした資料を収集する。
- (2) 朗読、講演、落語、クラシック、行事音楽、効果音等、幅広く継続的に利用が見込める資料を中心に収集する。
- (3) ポピュラー音楽やその他の音楽は、主要な演奏家の代表作や評価の定まった作品を収集する。

2 映像資料

- (1) 映像資料は主にデジタルビデオディスク（DVD）を記録媒体とした資料を収集する。
- (2) 図書館での館内貸出、館外貸出の許諾が得られている資料を収集する。
- (3) 講演、記録、ドキュメンタリー等、幅広く継続的に利用が見込める資料を中心に収集する。
- (4) 映画は主要な監督や俳優の代表作や評価の定まった作品を収集する。

(ハンディキャップサービス用資料)

ハンディキャップサービス用資料は、資料選定基準に基づいて積極的に収集する。また、資料の媒体は種類が多いため、市民の要望を踏まえながら選定する。

- (1) 大活字本及び朗読CDは、活字による読書が困難な方を中心として、幅広い市民に供することができる資料を収集する。
- (2) 点字図書及び録音図書は、図書館間の相互協力等の活用に留意して収集する。
- (3) 布の絵本は、必要に応じて収集する。
- (4) 資料を自館で作成する場合は、資料選定基準を満たした資料を著作権法に基づいて作成する。
また、資料の多様性を実現するために、他の公立図書館、点字図書館等が所蔵していない資料を作成する。

(その他)

各項目に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。